

## 久邇宮家所蔵朝彦親王関係史料の復元

—宮内省臨時帝室編修局と文部省維新史料編纂会の史料相互貸借の事例から—

白石 烈

はじめに

久邇宮殿下御所蔵材料の事をお話申します、即ち此れ（目録書を示さる）が御書類の目録の半分でござります、是は元治元年以後の分でござります、其の以前のは皆な袋又は箱に這入つて居るとか云ふ様なもので、此の御目録の分が元治以来で、其の御書類は、此れだけより多くあるとも少いと云ふ事はあるまいと、先づ大体拝見致した処でござります、：（中略）： 宮殿下の御書類と近衛家の御書類とは維新歴史の材料の正確なるものにて、：（中略）： 完全なる史料を後世に伝へ、当時の識者をして一大国史編纂の材料に供せねば、御互の責任を尽さないと云ふ恐れかござります、<sup>(1)</sup>

これは明治二十九年（一八九六）十一月二日、公爵島津家の編集員（史談会会員）で久邇宮家の編纂顧問でもある市来四郎が、宮内省の旧藩事蹟取調所で行われた史談会の談話聴取の場で発表した史料調査報告の一部である。同年四月から京都府の二条離宮において近衛家所蔵史料の調査を行っていた市来らは、帰京後、久邇宮家所蔵史料の調査も進めていた。その結果、市来は久邇宮初代朝彦親王の自筆日記を始め、多くの往復書類が現存し、総数も「彼は三千以上」になるとの見込みを持つ

て、久邇宮家所蔵史料が明治維新の「源因<sup>(マ)</sup>と時情を知るの一大貴重なる材料<sup>(2)</sup>」であることを看破したのである。

朝彦親王（文政七年（一八二四）～明治二十四年（一八九一））は伏見宮邦家親王の第四男子で、幕末期には国事御用掛として孝明天皇を補佐し、政局に大きな影響を与えた。このことは近年の幕末政治史研究の基礎的位置を占める先行研究<sup>(3)</sup>で強調され、現在でも広く認められている。しかし、筆者もそうであったように、そこで多用される史料は日本史籍協会叢書『朝彦親王日記』<sup>(5)</sup>二冊（元治元年七月～慶応三年九月）に留まっている。このような状況に鑑みると、上記市来四郎の意見がかなり先駆的なものであることは間違いないだろう。特に久邇宮家が所蔵する史料を群として調査する重要性を説いている点は、現在に至るまで同家所蔵の朝彦親王に関する史料発掘が行われていないため、きわめて意義深い指摘であると考えられる。

市来が同時に重要性を指摘した近衛家所蔵史料は、近衛家が昭和十三年（一九三八）に財団法人陽明文庫を設立して原本保護に尽力し、現在では田島公氏を代表とする大型科学研究費プロジェクトの推進により、日本史研究における利用環境は飛躍的に良好なものになっている。<sup>(6)</sup> また同家の幕末維新期史料についても、東京大学史料編纂所に紙焼写真帳が

排架されて閲覧可能である<sup>(7)</sup>。

一方、久邇宮家に所蔵された明治維新関係史料については、全体像はおろか、概要すら把握できていないのが現状といえ、まさに対照的な状況になっている<sup>(8)</sup>。

本稿ではこの状況を改善するための第一歩として、久邇宮家にかつて所蔵された朝彦親王関係史料の復元作業を行うことを目的とする。史料原本の所在が確認できない現状において、手がかりとなるのは写本の存在である。戦前期に歴史編纂業務のため、久邇宮家所蔵史料の副本を作成していた組織が二つあった。一つは「明治天皇紀」編修のため宮内省に設置された臨時帝室編修局（大正三年（一九一四）～昭和八年（一九三三））。大正五年まで臨時編修局である。もう一つが文部省に設置された維新史料編纂会（明治四十四年（一九一）～昭和十七年（一九四二））である。

両組織が作成した久邇宮家所蔵史料の副本は、それぞれ宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵の臨帝本と、東京大学史料編纂所所蔵の維新史料引継本に含まれている。本稿ではそれらを比較検討することによって、上記の課題について分析していくことにする。

### 一、久邇宮家所蔵史料の概要

#### (一) 久邇宮家における史料整理

久邇宮家に所蔵されていた朝彦親王関係史料について、同家はどのように管理していたのか。その最初の手がかりとなるのが日本史籍協会叢書『朝彦親王日記』の緒言（昭和四年二月付）である。

一、本書ハ久邇宮朝彦親王ノ御日記ニシテ、書中毎冊御手日記ト題セルハ、嘗テ宮家ニ於テ親王御事蹟ニ関スル文書整理ヲ行ハレタル際、当事者ノ便宜命名セシモノナルヘク、仍テ、本書公刊ニ付テハ

一見宮ノ御日記ナルコトヲ明瞭ナラシムヘキ名称ヲ用フルコト、セリ。  
…（中略）…

一、本書原本宮御真筆ノ御日記ハ、先年宮家祝融ノ際、悉ク焼尽セル由拜聞セリ、現ニ帝室臨時編修局及維新史料編纂会ニ副本各一部ヲ蔵セルニ過キス、今回本書ノ校訂ニ当リテハ、維新史料編纂会所蔵本ニ拠レリ、同編纂会所蔵ノモノハ臨時編修局所蔵ノ副本ヲ基礎トシテ更ニ複製セル副本ナルヲ以テ、転々謄写ノ際誤脱ヲ生セルトコロ渺ナカラサルヘキモ、今ヤ其御直筆ノ御日記ヲ親シク拝読スルニ由ナキヲ以テ、完璧ヲ期スルコト能ハサルハ、誠ニ遺憾ノ事ナリ。  
この緒言から得られる情報は多い。①朝彦親王の日記写本には「御手日記」という表題があるが、これは過去に久邇宮家が朝彦親王の事蹟に關係する「文書整理」を行った際に便宜的に付けられたこと。②そのため日本史籍協会が『朝彦親王日記』と改題して刊行したこと。③朝彦親王の日記原本は、久邇宮家の火災に遭って焼失したと伝えられていること。④そのため日記の副本は臨時帝室編修局と維新史料編纂会に各一部所蔵されるのみであること。⑤日本史籍協会叢書は維新史料編纂会の副本を底本にしたこと。⑥維新史料編纂会の副本の底本は、臨時帝室編修局の副本であること。⑦そのため謄写時の誤りがある可能性があること、などが分かる。

まず、①の久邇宮家が行った文書整理は重要なので確認しておきたい。この文書整理の契機は、「久邇親王行実」として結実する同家の朝彦親王伝記編纂である。久邇宮家では明治二十六年から朝彦親王の明治元年広島配流の冤罪証明を目的とする事蹟調査を独自に開始し、併せて宮内省にも働きかけていた。その結果、明治三十二年に故朝彦親王殿下御行実編輯委員が発足し、宮内省から編纂補助費の支給を受けて伝記編纂を行い、翌三十三年六月に「久邇親王行実」を明治天皇に奉呈した。<sup>(10)</sup>「御

手日記」の命名などが行われた文書整理とは、この朝彦親王の事蹟調査時のものである。

この文書整理の実態がうかがえるものとして、久邇宮家所蔵史料を記載した目録四冊が確認できている。内訳は①島津家に残された「久邇宮御所蔵書惣目録／外二細目録<sup>11)</sup>」、②史談会本の「久邇宮家御蔵書目録<sup>12)</sup>」、③後述する「朝彦親王行実資料」一に該当する「目録 甲<sup>13)</sup>」、④同じく「朝彦親王行実資料」二に該当する「目録 乙<sup>14)</sup>」となる。このうち久邇宮家で作成され、同家所蔵史料の全体像が詳細に把握できるのが③と④である。①は「御書物類総大目」として、史料の大きな内容と員数が記されているが、登載された史料の範囲としては上記③目録甲に該当している。ただし、表題に記されている「細目録」は確認できない。

②は、①に加えて「久邇宮御所蔵書細目録」が合綴されており、これが上記①の表題にある「細目録」に該当するものである。内容も③目録甲と重複しているので、②は、①と③を合綴したものと捉えられる。

最も詳細な③目録甲の記載をみると、朝彦親王の「御草稿類」(二十二件)、「粟田御代御書簡」(四十七件)、「相国寺御代全」(六件)、「中川宮御代全」(百九件)、「御返事類其他」(百十八件)、「意見書類其他」(三十六件)を列挙し、「以上八国事書類入御筆筒ヨリ出ツ」とある。つまり、朝彦親王の書簡については還俗前後の時系列で分類し、他は親王の返書や意見書というように同じ性格の史料ごとにまとめられていたことが分かる。そして、合計三百三十八件の史料が「国事書類入御筆筒」という筆筒に保存されていたという。他には「旧無印御袋入御書類」というまとまりが「第一」から「第八」まで合計七百八十件列挙されており、袋に保管されていた史料群があったことも判明する。

史料の保管方法は④目録乙の記載でも確認できる。やはり「紫縮緬御包中御書類」「旧「反古入」中御書類」「旧無袋御書類」第一～第十など

袋や包み入りのものが挙げられ、他に「黒塗金菊御紋附文箱中御書類」第一～第六など、箱に入れる方法も確認できる。これらは市来四郎の証言と符合している。

つまり、久邇宮家では朝彦親王の史料をある程度時系列または同性格の史料ごとにまとめ、それ専用の筆筒・箱・袋に入れて管理していたことになる。

次に、久邇宮家による史料整理だが、④目録乙を例にすると、「旧紫ちりめん御包より出たる御書類」の詳細について、史料の日付・記名主・番号・事由欄が設けられている。番号(史料件数)は一番から百四十一番まであり、事由欄にそれぞれ内容摘要が記載されている(図版①目録乙)。

この史料整理が行われた具体的時期だが、目録①には「廿九年十二月調」と明記してある。①と③を合綴した目録②は「謄写月日」欄に「三十年二月十二日」とあるので、少なくとも③目録甲はこれ以前に完成していたことになる。残る④目録乙だが、既述した「旧紫ちりめん御包より出たる御書類」の件名目録には「明治三十年一月調」と記載されている。他の史料群についても、「旧無袋御書類(第一)」三十六件に「明治三十年二月十八日調」、「黒塗金御紋附文箱入御書類(第二)」五件に「明治三十年三月一日調」と記載がある。これから考えて、目録乙に記載された史料群は一部を除き、明治三十年一月から三月にかけて目録整理作業が行われたことになるだろう。

最終的に、目録甲には計二一六件、目録乙には計一三六三件の史料が整理登載されているので、久邇宮家には合計三四七九件もの明治維新関係の史料群が所蔵されていたことになる<sup>16)</sup>。

以上から、久邇宮家による史料整理はおおむね明治二十九年末頃から明治三十年三月までの間に行われたと考えられる。明治三十年は久邇宮

旧紫ちりめん御包より出たる御書類		明治三十年一月調	
日	附御記名主番	號事	由
	壹		奉書四紙、白鳥子、御巻物等日録也
	貳		去七月不在書、凶使實、異入、宮殿ノ上、地玉、運扱、忍入候
	參	二通	内府公奉、日祭、奉向、無帶、相濟、世次事、世次、存候、然、是、日、初、節、御、付、入、候、御、事、祝、給、候、事、 一、肥後守之事 一、久世大起、舊、古、事
十月九日	四		一、出陣、御、命、敷、書、之、事 一、三、夜、奉、幣、防、長、遠、討、夜、告、靜、謐、御、格、之、事
十月十二日	五		内、公、上、書、而、到、來、一、橋、御、殿、内、願、二、付、明、日、午、刻、奉、書、被、示、候、事
十一月二十九夜	六		不、奉、御、事、事、長、州、寛、大、所、置、云々、 七月、後、御、事、大、抵、之、七、月、以、前、而、度、之、御、事、 立、見、入、京、御、事、事、召、下、事
十二月廿四日	七		一、將、公、長、所、置、之、事、一、議、表、正、之、事、 一、九、門、是、迄、事、浮、浪、ノ、所、ノ、事、二、大、官、ノ、事
	八		

図版① 目録乙

(二)「御行実編輯料」の作成  
 朝彦親王関係史料群の整理作業を終えた久邇宮家は、次にこれらの中から伝記編纂の典拠となり得る史料を選択し、内容ごとのまとまりも考慮しつつ筆写作業を行ったと考えられる。これによって作成されたのが「御行実編輯料」と題されるシリーズである。

先述した目録甲の史料群を例にする  
 と、「国事書類入御筆筒」に保管されていた「御草稿類」から「意見書類其他」までの六つの史料群は、それぞれ「御行実編輯料」一〇六として筆写採録されている。他には異なる史料群から内容に近い史料を併せて筆写して一冊に合本しているものも確認できる。

ただし、ここで留意すべきは「御行実編輯料」に筆写される際に収録が見送られた史料が存在することである。目録甲・乙二冊に記載された史料番号と照合すると、「御行実編輯料」には欠番になっているものが複数確認できる。また、史料件名のみ採録されたが内容そのものの筆写が省略されたものもある。たとえば、「御行実編輯料」十六に収録の「十五之袋慶応二丙寅年九月朔閏十月晦」の七番の史料は「無用文、略之」と筆写省略の旨が記載されている。これは目録甲では日付・記名主ともに空欄(不明)で、内容欄に「昨夕御書之処不能即報恐入候」と挨拶文を推測させる書出記載があるので、「御行実編輯料」作成時に、朝彦親王の

家が独自に朝彦親王の事蹟調査を継続していた時期で、宮内省との交渉は難航しつつも、明治二十九年二月四日には宮内大臣から久邇宮家令に宛てて「故朝彦親王殿下御履歴、其宮ニ於テ取調フヘシ」との「口達」が下されていた。この口達以後、久邇宮家は家令を編纂主任に充て、編纂員と編纂顧問も置いていた時期に当たっている。上記久邇宮家における史料整理はこの作業の一環として行われたと捉えられる。

伝記編纂の観点から筆写する価値はないと判断されたものであろう。他に「十一之袋 慶応二年六月」の七番史料は「(会津藩士) 広沢富次郎戦地親見鹿絵図／四十八坂ノ戦、井伊敗走ノ図ナリ」とのみあり、長州再征時の広島口戦闘を描いた絵図そのものの筆写は省略されている。会津藩士を通じて朝彦親王に戦闘状況が伝達されていたことは貴重な情報であるが、絵図そのものは必要ないと判断されたと思われる。

このように「御行実編輯料」シリーズは、久邇宮家所蔵原史料群の中から朝彦親王の伝記編纂に有用と判断された史料や情報を選別して作成されたことが確認できる。このシリーズの作成時期であるが、同時期に「孝明天皇紀」の編修を進めていた宮内省先帝御事蹟取調掛は、文久二年の朝彦親王日記を久邇宮家から筆写しているが、その奥書に「明治三十三年八月以久邇宮御蔵本(御行実資料写之了)<sup>(19)</sup>と記載している。つまり、親王の当該日記は原本ではなく「御行実編輯料」七十一から筆写したことを示しており、この時期に「御行実編輯料」シリーズは完成していた可能性が高いことがうかがえる。明治三十三年八月といえば、「久邇親王行実」が明治天皇に奉呈された二ヶ月後に該当するので、「御行実編輯料」シリーズは「久邇親王行実」完成までの間に作成されたと考えられる。

以上、久邇宮家には三千件を超える明治維新関係史料が所蔵されていたことが判明した。しかし、日本史籍協会叢書『朝彦親王日記』緒言によれば、久邇宮家で所蔵されていた原史料は火災で失われたとある。実際、大正八年(一九一九)十二月十八日に東京の久邇宮邸内西洋館一棟が焼失する火災<sup>(20)</sup>が発生していることが確認できる。この時、朝彦親王の日記原本を始め、明治維新関係の原史料群も焼失したと思われる。その結果、臨時帝室編修局と維新史料編纂会の両機関のみに所蔵される副本類が、貴重な情報を提供する史料群となったのである。

次章では、両組織が所蔵する久邇宮家所蔵史料の副本類について分析

を進める。

## 二、久邇宮家所蔵朝彦親王関係史料をめぐる臨時帝室編修局と維新史料編纂会

(一) 臨時帝室編修局と維新史料編纂会の協定

臨時帝室編修局と維新史料編纂会が取り扱う業務範囲のうち、明治天皇が誕生した嘉永五年(一八五二)九月から廢藩置縣の明治四年(一八七一)七月までが重複しており、業務遂行上、双方で協定が結ばれていたことは先行研究の指摘するところである。ここでは大正六年十月二十三日付で結ばれた、収集史料についての協定のみ掲げておく。

### 覚

一、史料蒐集ノ便宜ヲ計リ、又ハ意見ヲ交換スル為ニ、時々両局編纂員ノ会合ヲ開クコト、

一、両局ノ材料中、必要ナルモノハ互ニ融通スルコト、

一、両局ニ於テ新ニ採集、若ハ発見シタル材料中、互ニ必要ト認めタルモノハ、他ノ一方ニ通知スルコト、但シ、両局ノ関係年間以外ニ亘リテモ、便宜本文ノ方法ヲトルコト、

一、史料ノ稿本ハ互ニ閲覧セシムルコト、

一、前条事項ノ庶務ヲ処理スル為ニ、両局ニ嘱託員数名ヲ置クコト、<sup>(22)</sup>

ここから、臨時帝室編修局と維新史料編纂会とは相互に必要な史料等を融通することが定められていたことが分かる。それは既収集史料に限るものではなく、新規に発見収集した史料が双方にとって必要と思われる場合も、そのことを相互に通知することが求められていた。現在宮内庁書陵部宮内公文書館に所蔵される臨時帝室編修局の公文書「明治天皇紀編修録」シリーズには、維新史料編纂会から史料を借用した記録が多く残されており、この協定が機能していたことを示している。

ただし、ここで留意すべきは、収集史料を相互に融通する際に原所蔵者の許可が必要か否かについて言及されていないことである。記載がない以上、原所蔵者の許可を求める必要を認めていなかったと考えざるをえないだろう。

## (二) 臨時帝室編修局が借用した久邇宮家所蔵史料

収集史料の相互融通を協定していた臨時帝室編修局と維新史料編纂会は、久邇宮家が所蔵する史料をどのように使用していたのか。これを宮内省の公文書で確認できた範囲でまとめたのが【表①】朝彦親王関係史料をめぐる臨時帝室編修局と維新史料編纂会の相互貸借】である。

これによれば、臨時帝室編修局が久邇宮家所蔵の朝彦親王関係史料について最初に情報を得たのは、大正七年（一九一八）一月十日付にて維新史料編纂会から「久邇宮家御蔵書目録」を借用した事例である（【表①】連番1）。この目録の内容は不明だが、書名が第一章第一節で述べた四冊の目録のうち、②史談会本「久邇宮家御蔵書目録」と同一である。同じ目録または同内容の目録と仮定するならば、久邇宮家作成の目録中に該当するので、同家所蔵史料のほぼ半分の内容を把握できたことになる。この後、臨時帝室編修局は五月に久邇宮家に局員を参邸させて協議させ（【表①】連番2）、三日後に久邇宮家から送致された所蔵史料リストを受領している（【表①】連番3）。そして、翌八年三月十一日付の借用書を発行し、久邇宮家から提示された所蔵史料の借用手続きをすませている（【表①】連番4）。この借用史料の返却手続きを完了させたのが、

「明治天皇紀」編修終了後の昭和九年（一九三四）四月二十五日付であることから（【表①】連番14）、臨時帝室編修局は久邇宮家から約十六年間史料を借用していたことになる。後述するように、その間臨時帝室編修局と維新史料編纂会との間では史料の相互貸借が繰り返されるのだ

が、臨時帝室編修局が久邇宮家に最初に接触する契機となったのが、維新史料編纂会からの目録借用だったと考えられることは、両組織間における史料融通の象徴的な事例であるように思われる。

次に、臨時帝室編修局が久邇宮家から借用した史料の内訳を示したのが【表②】大正八年三月十一日付借用史料一覧】である。合計百十四冊で、これらは前年に久邇宮家が提示した所蔵史料リストと内容・冊数が合致していることから、臨時帝室編修局は久邇宮家が示した史料群を全て借用したと判断できる。

この借用史料群を区分すると、①「御行実編輯料」シリーズ（【表②】連番1〜4）、②「久邇親王行実」の草稿類（【表②】連番5〜8）、③その他（【表②】連番9〜11）の三群構成となる。このなかでも中心となるのが①「御行実編輯料」シリーズで、特に「御手記」十七冊と「御草稿類」七十八冊が核になっている。朝彦親王当人の日記に加え、親王の意見書・書簡・来簡など幕末期の朝廷上層部の意向が記録された情報量の多い史料群である。

②「久邇親王行実」の草稿類合計十冊は、初稿から第九稿（最終稿に該当）が残されており、久邇宮家による執筆内容の変遷が分かる好個の史料である。

③その他は、おもに「久邇親王行実」編纂終了後に、新たに久邇宮家で発見ないし作成された史料で、「御行実編輯料」シリーズに組み込まれていないのもそれが原因と思われる。

## (三) 臨時帝室編修局と維新史料編纂会の相互貸借

臨時帝室編修局が久邇宮家から上記史料群を借用した後、維新史料編纂会はそれをどのように利用していたのだろうか。常識的に考えれば、維新史料編纂会が臨時帝室編修局から史料借用した事例が確認できるは

ずなのだが、前掲【表①】で確認するとむしろ逆で、臨時帝室編修局が維新史料編纂会から久邇宮家所蔵史料を借用している事例が最初に確認できてしまう（【表①】連番5・6）。大正九年七月三日と五日に「御行実編輯料 御手記」十七冊、「御行実編輯料 御草稿類」七十八冊、「久邇親王行実」十冊、「久邇宮御履歴書」一冊、「御行実編輯料 目録」二冊を臨時帝室編修局が維新史料編纂会から借用している事例がそれである（目録二冊の借用が三日と五日で重複しているが詳細不明）。

借用書の「所有者」欄には「維新史料編纂事務局」の印が押してあるので、少なくともこの時点で「御行実編輯料」以下の史料群を保有していたのが維新史料編纂会であることは間違いない。また、これらが「（久邇宮家所蔵）」と明記されていることから、やり取りされている史料群は久邇宮家から提供されたものであり、臨時帝室編修局や維新史料編纂会が筆写したものではないと考えられる。

本来なら臨時帝室編修局が久邇宮家から史料を「借用」した大正八年三月十一日以降のどこかの段階で、維新史料編纂会が臨時帝室編修局から久邇宮家所蔵史料を借用した事例が存在するはずである。しかし、管見の限り宮内省側の公文書で確認することができていない。ここから想定できることは二点あり、一つは久邇宮家から最初に史料借用していたのは維新史料編纂会で、臨時帝室編修局は維新史料編纂会が保有する史料を借りて利用していた。つまり、臨時帝室編修局が久邇宮家と交わした借用手続きは書類上のもにすぎないケースである。二つは、維新史料編纂会が臨時帝室編修局から最初に史料借用した書類が見当たらないだけで、久邇宮家から所蔵史料を借用した主体は臨時帝室編修局とするケースである。

一点目についてだが、次の事例から臨時帝室編修局が久邇宮家所蔵史料を借用した主体であることは否定できないと考える。すなわち、臨時

帝室編修局が維新史料編纂会から史料を借用した三日後の七月八日、維新史料編纂会に「久邇親王行実」十冊、「御行実編輯料 御草稿類」七十八冊、「御行実編輯料 目録 甲乙」二冊を返却しているが（【表①】連番7）、その後「久邇親王行実」十冊が必要になったため、同年十一月二十五日に維新史料編纂会から「一時回収」したと表記しているのである（【表①】連番8）。約一ヶ月後に調査を終了した後、維新史料編纂会に再び史料を戻しているが、その際も「再貸与」と表記している（【表①】連番9）。この史料は翌年一月にも臨時帝室編修局と維新史料編纂会間で貸借が行われているが、その際も臨時帝室編修局から維新史料編纂会に「再貸与」したと記されている（【表①】連番10・11）。これらのことから、あくまで久邇宮家から史料を借用していたのは臨時帝室編修局であり、維新史料編纂会とは考えられない。

そうすると、やはり最初に臨時帝室編修局が維新史料編纂会から史料を「借用」した大正九年七月以前の段階で、維新史料編纂会が臨時帝室編修局から久邇宮家所蔵史料を借用した事例が存在するはずだが、確認することができていない。この点は維新史料編纂会側の関連史料が見出されれば詳細が判明すると思われるが、今後の課題としたい。本稿ではあくまで臨時帝室編修局が久邇宮家所蔵史料の借用主体であり、維新史料編纂会は臨時帝室編修局から史料を融通されていたとする立場で論を進めていく。

#### （四）原所蔵者である久邇宮家の立場

（一）で述べたように、臨時帝室編修局と維新史料編纂会の協定では史料の原所蔵者の立場について言及がなかった。この点を両組織間の史料相互貸借事例から確認してみたい。

史料の原所蔵者である久邇宮家の関与が確認できる事例は、大正十四

年（一九二五）三月三十日付で久邇宮附宮内事務官が臨時帝室編修局に宛てた許可書である（【表①】連番12）。

予テ貸下ノ故朝彦親王御行実編輯料中、御手日記拾七部ヲ維新史料編纂局ヨリ其主催ニ係ル維新史料展覽会ニ出品致度旨ヲ以テ拝借願出、御聴濟相成候ニ付、同会へ一時御交付方可然御取計相成度、<sup>(25)</sup>

これによれば、久邇宮家から臨時帝室編修局に「予テ貸下」げ中の御行実編輯料のうち、「御手日記」十七冊を維新史料編纂会主催の展覽会に出品したいと同会より拝借願いがあった。久邇宮家はこの要望を許可し、臨時帝室編修局に対して当該史料を維新史料編纂会に「一時御交付」するよう指示を出したことが分かる。実際に当該史料は翌三十一日に臨時帝室編修局に来局した維新史料編纂官藤井甚太郎に「手交貸出」され、四月八日に再度来局した同人より返却されている（【表①】連番12・13）。これは同年四月三日から五日を会期に開催された維新史料の展覽会のことと、確かに出品目録で「久邇宮家御襲蔵」の「朝彦親王御日記写」（元治元年七月〜明治十五年正月）の出陳が確認できる。

これは維新史料編纂会が臨時帝室編修局から久邇宮家の史料を借用するに際し、原所蔵者である久邇宮家に許可を求めた唯一の事例である。これ以前に臨時帝室編修局と維新史料編纂会の二者のみでの史料貸借が行われた場合、久邇宮家に許可を求めた事例は確認できない。

この違いは史料展覽会の展示史料が第三者の目に触れるものであったことに関係していると思われる。原所蔵者が関与していないところで貸与史料が勝手に展示されていけば問題を惹起することは明らかであろう。換言すれば、第三者の目に触れることがない限り、原所蔵者に許可を求める必要はないと判断されていたことになる。宮内省と文部省間のみで行われる相互貸借は、当時それだけ秘密性の高い行為だったことを意味していると考えられる。そして、このことは日本史籍協会叢書『朝

彦親王日記』の底本が、緒言の記すとおり臨帝本だったのかどうかに関わってくる問題でもある。次章で分析してみたい。

### 三、臨帝本と維新史料引継本の対応関係

臨時帝室編修局が久邇宮家から借用した朝彦親王関係史料は全百十四冊である。このうち、臨時帝室編修局と維新史料編纂会はどれぐらいの副本を作成したのだろうか。その対応関係をまとめたのが【表③】臨帝本と維新史料引継本の対応関係】である。

#### (一)「御行実編輯料」シリーズ（【表③】連番1〜100）

臨時帝室編修局は、久邇宮家が所蔵する原史料群の構造・内容が把握できる目録二冊、朝彦親王の日記「御手日記」十七冊、「文久二、三年御草稿類」を始めとする狭義の「御行実編輯料」七十八冊全ての副本を作成している（「御行実編輯料」四十と四十三の二冊は重複作成）。

これに対し、維新史料編纂会は目録二冊は筆写していない。さらに、朝彦親王日記（「御手日記」）については、幕末期の日記は全て副本作成しているが、明治期（明治五年〜十四年）の日記十冊は筆写していない。これは維新史料編纂会の編纂範囲が明治四年七月の廃藩置県までだったことが関係しているだろう。維新史料編纂会にとって、廃藩置県以後に該当する朝彦親王日記は必要がなかったのである。

次に狭義の「御行実編輯料」だが、全七十八冊のうち、維新史料編纂会が筆写したのは三十八冊にとどまっている。そのため、東京大学史料編纂所所蔵の「御行実編輯料」三十八冊の外題から巻番号を確認すると、「御行実編輯料」十四、同二十九、同三十三、同三十八、同四十四〜四十三が欠番になっており、同四十五から最終巻七十八にかけては、わずか一冊（「御行実編輯料」七十二）しか筆写されていない。



副本が作成されなかったものの内容を確認すると、風聞書や履歴書のような他の史料で代用可能なものや、明治二十年代の熱田神宮改造問題など明治維新とは関係のないものが該当する。「御行実編輯料」四十五以降は一冊（文久二年の朝彦親王日記）しか副本作成されていないが、これも大部分が久邇宮家に伝達された朝廷の達類のため、オリジナル性が低いことから副本の必要性はないと判断されたと思われる。<sup>27</sup>換言すれば、維新史料編纂会の副本三十八冊は、朝彦親王の活動の最も顕著な時期の情報を含んでいるということである。

大正九年段階で臨時帝室編修局と維新史料編纂会の間でやり取りされた史料群が久邇宮家所蔵本だったことは既述したとおりである。「大日本維新史料稿本」に採録された「朝彦親王日記」を確認すると、「史料登録用紙乙」の備考欄に「久邇宮家所蔵／御行実編輯料御手日記二所載」とあり、続けて

「原本」／「校定済」の印が押されているのが確認できる。<sup>28</sup>また、臨帝本の「御手日記」<sup>29</sup>五では「御行実編輯料」という原表紙の筆写が省略されているにもかかわらず、維新史料引継本では「御行実編輯料 御手日記 五」と筆写されている（図版② 維新史料引継本「御手日記」五の表紙）<sup>30</sup>。維新史料引継本「御手日記」五の表紙）<sup>30</sup>。維新史料編纂会が借用した「御行実編輯料」は久邇宮家所蔵本だったことは間違いない。<sup>30</sup>

これから判断すると、維新史料引継本の底本は臨帝本ではなく久邇宮家所蔵本だったと考えられる。維新史料引継本の「御手日記」を臨帝本の副本とする日本史籍協会叢書『朝彦親王日記』緒言は、不正確な説明をしていることになる。<sup>31</sup>



図版② 維新史料引継本「御手日記」五の表紙

（二）「久邇親王行実」の草稿類（表③ 連番101～110）  
臨時帝室編修局は「初稿」から「第九稿」まで全十冊の副本を作成している。これに対し、維新史料編纂会は「第一稿」と「第九稿」の二冊のみである。これは初期の草稿と最終稿が内容上の差異が最も大きいことから、端的に比較できるこの二冊に絞った結果と考えられる。最初期の草稿は「初稿」だが、記載内容が慶応三年（一八六七）までで、明治期を含まない不十分な内容になっている。このように記載内容を吟味し、たうえで「初稿」の筆写は見送られたのであろう。

臨時帝室編修局にとっては記載内容の変遷を把握するため全草稿が必要とされたのに対し、維新史料編纂会は最初と最後の差異が判断できれ

ば十分だったということになる。

(三) その他【表③】連番111～116

臨時帝室編修局と維新史料編纂会の対応が正反対になっているのがこれらの史料群である。上記(一)(二)の史料【表③】連番1～110)は全て副本作成していた臨時帝室編修局だが、これ以外の史料六冊については全く筆写していないのである。

他方、上記(一)(二)では必要なもののみ副本作成していた維新史料編纂会が、ここでは六冊全点副本を作成している。

臨時帝室編修局が副本作成しなかった理由は推測せざるをえないが、「孝明天皇宸翰写」甲・乙の二冊についてみると、一冊目の冒頭に「近衛家所蔵／孝明天皇宸翰真写甲之部 自第一号／至第六十八号之中／当宮二関スル分抄」<sup>32)</sup>とあることから分かるように、近衛家が所蔵する孝明天皇宸翰のなかから、久邇宮家に関係するもののみを抄録したものである。近衛家所蔵孝明天皇宸翰については、臨時帝室編修局は別途副本を作成しており、また、これより先に「孝明天皇紀」<sup>33)</sup>を編修した先帝御事蹟取調掛も近衛家所蔵の孝明天皇宸翰は筆写している。つまり、臨時帝室編修局は久邇宮家所蔵の「孝明天皇宸翰写」二冊に採録された以上の情報を得られていたのであり、副本作成を見送った理由もそのあたり<sup>34)</sup>に求められるのではないだろうか。

これは「従文久二年冬／至文久三年春 国事御書類」天・地・人の三冊についても同様である。朝彦親王への来簡を多く含む史料であるが、これも先帝御事蹟取調掛が抄録を作成していた。<sup>35)</sup>同掛の収集史料は明治四十四年十二月に宮内省侍従職から図書寮に引き渡されており、臨時帝室編修局が利用可能な条件下にあったと推測できる。抄録とはいえ、臨時帝室編修局の業務には十分な情報量だったということになるだろう。

(四) 臨時帝室編修局と維新史料編纂会の筆写時期

臨時帝室編修局と維新史料編纂会が相互に史料貸借するなかで、久邇宮家所蔵朝彦親王関係史料の副本作成が行われた時期を【表③】から確認しておく。

まず臨時帝室編修局だが、臨帝本には表紙見返しに史料原本(底本)の出所情報を記載する欄がある。特に副本を作成する際に謄写を担当した職員名や校正担当者名を記載するなど、筆写時の誤りを防ぐためのダブルチェックに留意していたことが分かる(【図版③】 臨帝本の出所情報欄)。ただし、「御行実編輯料」シリーズの副本作成時期については、採集年月欄が未記載の簿冊が多く、判明するのは大正十四年二月・四月・五月にかけての十五冊のみである。他の簿冊もその前後に筆写された可能性は高いと思われる。

むしろ、臨時帝室編修局の判断で重要なのは、借用史料の原題を変更

臺本出處	久邇宮家			
採集人名				
採集年月				
校正	雇 佐藤威徳			
謄寫人名	筆生 織部辰雄			
備考	<small>           本題「御行実編輯料」目録中の昭和五年四月二十日編纂會議、於テ三上編修官長他協議ノ結果本題ノ如ク改定ス         </small>			

(局修編室帝時臨)

図版③ 臨帝本の出所情報欄

したことである。昭和三年（一九二八）四月二十日の編修会議において、臨時帝室編修官長三上参次以下の協議の結果、「御行実編輯料」↓「朝彦親王行実資料」、「久邇親王行実」↓「朝彦親王行実」という名称変更が決定されている。これは久邇宮家が付けた「御行実編輯料」という名称では史料内容を推測することが困難だと判断されたためであろう。

「久邇親王」という名称も同様で、明治八年創設の久邇宮家において親王の身位だったのは初代朝彦親王のみであり、その意味で久邇親王＝朝彦親王であるが、久邇親王という名称は宮内省が公的に使用した名称でもないため、より分かりやすい朝彦親王に変更したのだと思われる。

次に、維新史料編纂会の筆写時期だが、これも史料冒頭に押されたスタンプが参考になる。これによれば、大正十三年三月に「購入」、同年四月～七月に「本会作製」のスタンプが押されている。問題になるのが「購入」スタンプだが、史料はすべて「維新史料編纂会」十行罫紙に毛筆で筆写されており、維新史料編纂会が作成した副本であることは間違いない。外部から購入したものと考へにくい。<sup>(37)</sup> おそらく、大正十三年三月に作業した際、「本会作製」と押すべきところを誤って「購入」スタンプを押してしまったのではないだろうか（**図版④** 購入スタンプ）。維新史料編纂会が副本を作成した時期は大正十三年三月～七月と判断できる。

なお、維新史料編纂会は臨時帝室編修局と異なり、久邇宮家が付けた史料原題を変更することなく、「御行実編輯料」「御手日記」「久邇親王行実」など外題をそのまま踏襲している。

以上の分析の結果、久邇宮家が臨時帝室編修局に貸与した百十四冊の史料群のうち、臨時帝室編修局も維新史料編纂会も、双方にとって必要性の高い簿冊のみを副本作成したことが判明した。しかし、両組織の副本には重複も多いが、基本的に相互補完の関係にあり、臨帝本（宮内庁



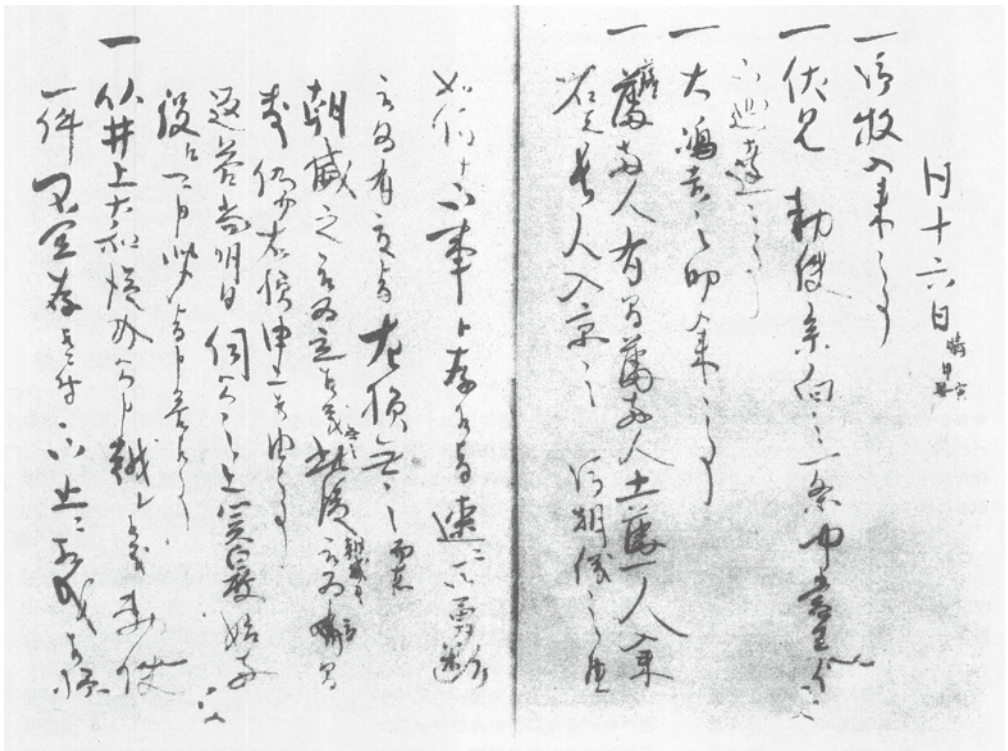
図版④ 購入スタンプ

書陵部宮内公文書館所蔵）と維新史料引継本（東京大学史料編纂所所蔵）双方を組み合わせることによって、初めて百十四冊の全貌を明らかにすることが可能になると指摘できる。<sup>(38)</sup>

#### 四、朝彦親王日記の原本と写本の関係

最後に、焼失したとされる朝彦親王日記原本と、「御行実編輯料 御手日記」との関係に言及したい。

次に掲載するのは久邇宮家がかつて所蔵していた朝彦親王日記原本の図版一コマ（元治元年七月十六日条）である（**図版⑤** 朝彦親王日記原本）。これは維新史料編纂会が昭和十一年に刊行した『維新史料聚芳』<sup>(39)</sup>に掲載された図版二コマのうちの一つである。<sup>(40)</sup>「久邇宮家蔵写真御貸下」とあるので、おそらく火災前に久邇宮家が日記原本を撮影した写真があ



図版⑤ 朝彦親王日記原本（元治元年7月16日条）

り、それを維新史料編纂会が借用して掲載したものであるう。  
この原本部分と比較するため、日本史籍協会叢書の同日条四項目を引用する。

一薩藩兩人・有間藩兩人・土藩一人入京、右ハ長人入京之 御朝儀<sup>マ</sup>之由如何之御事ト存候旨、速ニ御勇断被為有度旨、左様無之而者 朝儀之被為立候儀無之、此後朝儀被為立間敷、依而右様申上候由<sup>マ</sup>候事、

禁門の変直前の段階で、薩摩藩士二名・久留米藩士二名・土佐藩士一名が朝彦親王邸に参上し、「朝儀」が長州藩兵の入京を認めてしまつては今後「朝儀」が立たなくなると主張しているが、文意を取りにくい文章でもある。

まず、日本史籍協会叢書で記載されている「有間」と「御朝儀」に付された「マ、」は、それぞれ「有馬」「御朝議」であることを示すためのもので考えられる。この注記は維新史料引継本にはあるが臨帝本には付けられていない。原本図版でも確認できないので、これは維新史料編纂会が副本作成時に独自に付けた注記である。

そのうえで確認したいのが三ヶ所登場する「朝儀」の語である。これを原本図版で確認すると、一個目は「御朝儀」（意味としては朝議）であるが、二個目と三個目は「朝威」とあつて、「朝儀」とする翻刻が誤りであることが判明する。薩摩・久留米・土佐藩士が警告したのは朝威の低下だったことになり、これなら十分意味が通じる文章になる。

この「朝威」の部分だが、維新史料引継本では二ヶ所とも「朝儀」となつていて、臨帝本も全く同じである。つまり、「朝威」↓「朝儀」の翻刻ミスは日本史籍協会によるものではなく、底本である維新史料引継本の段階で誤っていたことになる。むしろ日本史籍協会叢書は底本に忠実に翻刻したといえる。

問題となるのが、臨帝本と維新史料引継本の底本である「御行実編輯料 御手日記」（久邇宮家所蔵本）の翻刻である。久邇宮家所蔵本が確認できていない以上、推測に頼らざるをえないが、久邇宮家で「御手日記」を筆写し、「御行実編輯料」シリーズに組み込んだ段階で「朝儀」と誤って翻刻していたのではないだろうか。筆耕者名と校正者名を明記して筆写ミス防止に留意していた臨時帝室編修局であるから、仮に底本に「朝威」とあるのを臨帝本が「朝儀」と翻刻ミスしていれば、校正の段階で気づいて修正していただけないかと思われる。

もう一つ、実は日記原本から抄録されたと思われる写本が存在する。

「孝明天皇紀」を編修した先帝御事蹟取調掛が筆写した「朝彦親王御記」である。元治元年七月から慶応二年十二月までを一冊に抄録したもので、三ヶ所の「朝儀」は、それぞれ①「御朝議」、②「朝威」、③「朝威」となっている。一ヶ所目の「御朝議」を「御朝議」と最初から読み替えているが、残りの「朝威」は二ヶ所とも日記原本に忠実である。しかも、この「朝威」二ヶ所は元々は「朝議」と筆写していたものを、後から「朝威」に修正しているのが確認できる。当然、『孝明天皇紀』でもこの「朝彦親王御記」が典拠史料として掲載されている。

先帝御事蹟取調掛の「朝彦親王御記」の奥書には「右／朝彦親王御手記之秘抄也、明治三十三年八月、就久邇宮拝写、一校了」とある。既述したように、文久二年の朝彦親王日記は「御行実編輯料」七十一から筆写したと明記されていたが、ここにはそのような記載はない。また、本文を確認すると、欄外に筆写した箇所も複数みられるなど、書式の観点からも「御行実編輯料」から抄録したとは考えにくいように思われる。ただし、「御行実編輯料」を閲覧していることが確実な部分もある。それは「御手日記」では欠本になっている元治元年十月条〜十二月条部分を、「御行実編輯料」三十六に収録された断簡から抄録している箇所である。

ある。

このように考えると、「朝彦親王御記」は久邇宮家の日記原本から抄録しつつ、欠本部分は「御行実編輯料」三十六から筆写したと思われる。仮に全体を「御行実編輯料」から筆写したと仮定しても、二ヶ所の「朝議」↓「朝威」修正は、久邇宮邸内において原本校正を行ったことの証拠になるように思われる。決して量は多くないが、先帝御事蹟取調掛本も久邇宮家所蔵朝彦親王関係史料の分析に有用なものであることを指摘しておきたい。<sup>44)</sup>

#### おわりに

明治期にその重要性が指摘されていた久邇宮家所蔵の朝彦親王関係史料だが、大正期の火災による焼失などにより、その内容把握は困難な状況にある。しかし、史料を相互に融通することを協定していた宮内省臨時帝室編修局と文部省維新史料編纂会が副本を作成していた。宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵の臨帝本と、東京大学史料編纂所所蔵の維新史料引継本を比較検討した結果、それぞれの副本は重複を含みつつも相互補充の関係にあり、火災前の大正八年段階で久邇宮家が提供した朝彦親王関係史料全百十四冊に該当することを明らかにすることができた。

無論、久邇宮家が行った史料整理作業は、朝彦親王の伝記編纂という目的のために行われたものであり、同家所蔵の全史料を整理したものではない。また、朝彦親王日記原本の数少ない写真図版と副本を比較しても筆写ミスが確認できるなど、写本が持つ限界も十分考えられる。

しかし、それでも本稿で取り上げた百十四冊の副本は、皇族家に所蔵された明治維新関係史料の構造と内容について、分析を進めることを可能にする貴重な史料群であることは間違いないだろう。少なくとも、日本史籍協会叢書『朝彦親王日記』二冊に頼ってきたこれまでの史料状況

を大きく改善することが期待できる。

他方、残された課題も多い。一つは皇族家（久邇宮家）における文書管理の実態についてである。本稿では史料の収納容器の区別があったことなどを指摘したが、それらが持つ意味の有無については言及できなかった。また、残された史料の性格の違いや、発信者別の来簡分析など、史料群の構造分析も今後の課題である。

二つは皇族家所蔵史料の分析を組み込んだ幕末政治史研究の深化である。特に朝廷内では孝明天皇・関白・議奏・伝奏・国事御用掛などとの関係が分かる史料が多い。また、武家側では在京幕府上層部のみならず、諸藩の政治交渉を務めた藩士（周旋方）との交渉内容なども記録されている。これらの分析を進めることにより、幕末政局の意思決定過程を明らかにしていきたいと考えている。

#### 〔註〕

- (1) 『史談速記録』第五十二輯（史談会、一八九七年）。以下、引用史料は常用漢字を使用し、適宜読点・中略記号・傍線を付した。
- (2) 市来四郎の同年六月二十二日の談話（同右）。
- (3) 原口清「近代天皇制成立の政治的背景―幕末中央政局の基本的動向に關する一考察―」（原口清著作集編集委員会編『原口清著作集』① 幕末中央政局の動向）（岩田書院、二〇〇七年。初出は一九八七年）、家近良樹『幕末政治と倒幕運動』（吉川弘文館、一九九五年）。
- (4) 白石烈「公武合体」をめぐる会津藩の政治活動」（『史学研究』二二五号、二〇〇二年）。
- (5) 日本史籍協会叢書『朝彦親王日記』一・二（東京大学出版会、一九六九年復刻。初版は一九二九年）。
- (6) 田島公編『近衛家名宝からたどる宮廷文化史―陽明文庫が伝える千年のみやび―』（笠間書院、二〇一六年）。同編『陽明文庫 近衛家伝来の

至宝―設立八十周年記念特別研究会記念図録―」（吉川弘文館、二〇一九年）ほか。

- (7) 『陽明文庫幕末維新期史料』全四十三冊（東京大学史料編纂所蔵。請求記号六一四〇・六一五）。
- (8) 戦前の久邇宮家において朝彦親王日記原本の調査を行った唯一の成果として、和田英松『皇室御撰之研究』（国書逸文研究会、一九八六年復刻。初版は一九三三年）がある。和田は幕末期から明治十四年までの朝彦親王日記について、各冊の表紙情報・形態・員数等を紹介している（同書八三―八三五頁）。後述するように久邇宮邸は大正八年（一九一九）十二月に火災に遭っているが、和田はそれ以前に調査していたことになる。他に「久邇親王行実出典」四冊など、同家の編纂材料については大平和典『皇學館史話』（皇學館大学出版部、二〇一九年）を参照されたい。
- (9) 『朝彦親王日記』一の緒言。
- (10) 以上、久邇宮家における伝記編纂の詳細については、白石烈「久邇親王行実」の編纂と宮内省」（国立公文書館平成三十年度アーカイブズ研修Ⅲ 修了研究論文、二〇一九年）。
- (11) 「久邇宮文書」（東京大学史料編纂所蔵。請求記号 島津家本―Ⅱ―二二―二〇）所収。久邇宮十行野紙に毛筆。おそらく市来四郎が入手し、島津家に残されたものと思われる。
- (12) 「久邇宮家御蔵書目録」（東京大学史料編纂所蔵。請求記号 史談会本―Ⅰ―史談会―一九）。事蹟取調所十行野紙に毛筆。「史料所名」（史料底本の出所）欄に「市来四郎差出」とある。
- (13) 「朝彦親王行実資料」一（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三四一五二。原題は「御行実編輯料 目録 甲」）。
- (14) 「朝彦親王行実資料」二（同右。識別番号三四一五三。原題は「御行実編輯料 目録 乙」）。
- (15) 久邇宮家の目賀田栄が明治三十一年六月三日から明治三十二年三月二十六日にかけて、宮内大臣田中光顕や侍従長徳大寺実則と行った面談の談話速記録や宮内大臣書簡も目録化（合計十七件）されている。また、後述する明治三十五年九月に追加された史料も記載されている。このこ

とから、目録乙として完成したのは明治三十五年九月以降と考えられる。

- (16) 久邇宮家が最終的にまとめた目録甲・乙の二冊に登載されなかった史料もある。目録①には朝彦親王自筆日記とは別に、「御奥日記」十九冊(安政六年〜明治二十四年)と「御表日記」百十三冊(安政二年十一月〜明治二十六年)が記載されている。これは市来四郎の調査時にも把握されていたもので(前掲「史談速記録」第五十二輯)、おそらく久邇宮家で書き続けられた家日記に該当するものであろう。久邇宮家の史料整理は伝記編纂という特化された目的のために行われており、同家所蔵の史料全点を整理したわけではない可能性がある。

- (17) 内事課「明治二十九年 皇親録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二三〇三〇) 第一九号文書。

- (18) 「朝彦親王行実資料」三十五 御行実編輯料十六 慶応二年御書面及書付類 下(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三四一八六)。

- (19) 「尊融親王御記」(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号四五五一四七)。  
(20) 久邇宮家編「邦彦王行実」(久邇宮家蔵版、一九三九年) 略年譜五二頁。当初京都にあった原史料群は、「久邇親王行実」編纂時に東京に移されていた可能性がある。

- (21) 「東京大学史料編纂所史 史料集」(東京大学史料編纂所、二〇〇一年)、七七五〜七八〇頁。箱石大「維新史料編纂会の成立過程」(「栃木史学」十五号、二〇〇一年)。堀口修「維新史料編纂会と臨時編修局の合併問題と協定書の成立過程について」特に井上馨と金子堅太郎の動向を中心として(「日本大学精神文化研究所紀要」三十六集、二〇〇五年)。

- (22) 臨時帝室編修局「大正三年〜昭和八年 例規録」二(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号一二七九一二) 第五号文書。宮内省十行罫紙に毛筆。

- (23) 前掲白石「久邇親王行実」の編纂と宮内省参照。

- (24) たとえば「国事御書類」天(東京大学史料編纂所所蔵。請求記号 維新史料引継本一特Ⅱ一三一)の冒頭に「明治三十五年夏、更ニ御内ニ於テ 御見出し、御筆笥第壹引出シ分也」とあり、新たに筆笥の引き出しから発見された文久期の国事関係書類であることが分かる。

- (25) 臨時帝室編修局「大正十四年 明治天皇紀編修録」一(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号一二二六九一一)、第一号文書。

- (26) 維新史料編纂会編「第二回史料展覧会陳列目録」(東京大学史料編纂所所蔵「史料展覧会陳列目録」(請求記号R八五〇〇一五二)所収)、四七頁。

- (27) ただし、副本作成しなかった簿冊でも必要箇所が「大日本維新史料稿本」に採録されている事例も確認できる。その場合は「史料登録用紙乙」の備考欄に「久邇宮家所蔵/御行実編輯料五六所載」とあり、続けて「原本」/「校定済」の印が押されている(「大日本維新史料稿本」元治元年十二月三日条(徳島藩主の京都警衛免除願いの項)。東京大学史料編纂所「維新史料綱要データベース」を利用した)。

- (28) 「大日本維新史料稿本」慶応元年三月二十六日条三項目(将軍上坂猶子の項)。

- (29) 「朝彦親王行実資料」七 御手日記 五(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三四一五八)。

- (30) 無論、朝彦親王日記の副本を作成した後は、それを利用している事例も確認できる。その場合、「史料登録用紙乙」備考欄の「御行実編輯料御手日記二所載」の後に「維新史料編纂会所蔵」印が押されている(「大日本維新史料稿本」慶応元年閏五月二十二日条(将軍入京参内の項))。  
(31) 原所蔵者の久邇宮家を介さずに副本を作成していたことを表明するのを避けるため、日本史籍協会叢書刊行時にあえて不正確な緒言を執筆した可能性も考えられる。箱石大氏のご教示による。

- (32) 「孝明天皇宸翰真写」甲(東京大学史料編纂所所蔵。請求記号 維新史料引継本一特Ⅱ一四一一)。

- (33) 「孝明天皇宸翰写」一〜六(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三四八八七〜三四八九二。旧函架番号明一三一八)。採集年月は大正十三年四月。

- (34) 「孝明天皇宸翰写(近衛家蔵)」一〜六(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号四五一一一四)。

- (35) 「国事御書類」(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号四五五一五〇)。「明治三十五年十月廿四日・廿五日、宮ニ就テ拝観、即其ノ要文ヲ抄ス」

とある。

(36) 図書寮「明治四十四年 図書録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号九九〇二八四) 第一四号文書。

(37) なお、維新史料引継本の「御手日記」六と七の二冊には、一丁目袋綴じの中に筆写作業者名と校了したことを記した作業メモ(維新史料編纂会十行罫紙)が残されていて、それぞれ朱書で「臨時編修局ニ於て貸写ノ御手日記 六」、「臨時編修局ニて貸写ノ分ノ御手日記 七 但」と記載されている。「貸写」の解釈が判然としない面もあり、これは今後の課題としたい。

(38) 臨時帝室編修局が借用していた百十四冊の史料群については、大正八年の久邇宮邸火災にも遭わず、昭和九年に全点無事に久邇宮家に返却されている。この史料群の所在については今後の課題としたい。

(39) 文部省維新史料編纂事務局編『維新史料聚芳』(東京大学出版会、一九九八年新装復刊。初版は一九三六年)、一四～一五頁。

(40) 掲載された二コマは元治元年七月十六日条と慶応元年六月二十六日条である。

(41) 前掲『朝彦親王日記』一、二頁。元治元年七月十六日条。

(42) 「朝彦親王御記」(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号四五―四六)。

(43) 『孝明天皇紀』五(平安神宮、一九六九年)、二八一頁。

(44) 「大日本維新史料稿本」元治元年七月十七日条に、本稿で検討した朝彦親王日記の該当部分が採録されているが、「孝明天皇紀」を転載(「朝彦親王御記」の転載)しているため、二ヶ所の「朝威」は正しく反映されている。維新史料編纂会が維新史料引継本「御手日記」の採用を回避した理由は不明である。

[付記] 本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における特定共同研究「史料編纂所蔵維新関係貴重史料の研究資源化」(二〇一九年度)の成果の一部である。本文中、維新史料引継本の図版については、研究代表者小野将氏より画像の提供を受けた。



【表①】 朝彦親王関係史料をめぐる臨時帝室編修局と維新史料編纂会の相互貸借

連番	元号	年	西暦	月	日	内 容	典 拠	識別番号
1	大正	7	1918	1	10	臨時帝室編修局、維新史料編纂事務局より「久邇宮御蔵書目録」1冊を借用。	臨時帝室編修局「大正7年明治天皇紀編修録」	11262
2	大正	7	1918	5	17	臨時帝室編修局の囑託員西忠義、久邇宮邸に参邸して打ち合わせを行う。	同上	同上
3	大正	7	1918	5	20	臨時帝室編修局、久邇宮附宮内事務官より「送致」された所蔵史料のリストを受領。	同上	同上
4	大正	8	1919	3	11	臨時帝室編修局、久邇宮家より「御行実編輯料御手記」17冊ほか合計114冊を借用（【表2】参照）。	臨時帝室編修局「大正8年明治天皇紀編修録」1	11263-1
5	大正	9	1920	7	3	臨時帝室編修局、維新史料編纂事務局より「御行実編輯料 御手記（久邇宮家所蔵）」17冊、「同目録（久邇宮家所蔵）」2冊、「久邇宮御履歴書（久邇宮家所蔵）」1冊、合計20冊を借用。	臨時帝室編修局「大正9年明治天皇紀編修録」2	11264-2
6	大正	9	1920	7	5	臨時帝室編修局、維新史料編纂事務局より「久邇親王行実（久邇宮家蔵）」10冊、「御行実編輯料御草稿類（久邇宮家蔵）」78冊、「御行実編輯料目録 甲乙（久邇宮家蔵）」2冊を借用。	同上	同上
7	大正	9	1920	7	8	臨時帝室編修局、維新史料編纂事務局に「久邇親王行実」10冊、「御行実編輯料御草稿類」78冊、「御行実編輯料目録 甲乙」2冊を返却。	同上	同上
8	大正	9	1920	11	25	臨時帝室編修局第二部、「取調必要上」から「久邇親王行実」10冊を維新史料編纂会から「一時回収」する。	同上	同上
9	大正	9	1920	12	21	臨時帝室編修局第二部、取り調べ済みにつき「久邇親王行実」10冊を「再貸与」する。	同上	同上
10	大正	10	1921	1	17	臨時帝室編修局、維新史料編纂事務局から「久邇親王行実」10冊を受領。	臨時帝室編修局「大正10年明治天皇紀編修録」2	11265-2
11	大正	10	1921	9	26	臨時帝室編修局、維新史料編纂事務局に「久邇親王行実」10冊を「再貸与」する。	同上	同上
12	大正	14	1925	3	30	久邇宮家、臨時帝室編修局に貸し下げ中の「御手日記」17冊を維新史料編纂会主催の維新史料展覧会に出品することを許可。 翌日、維新史料編纂官藤井甚太郎が来局して借用。	臨時帝室編修局「大正14年明治天皇紀編修録」1	11269-1
13	大正	14	1925	4	8	維新史料編纂官藤井甚太郎来局。「御手日記」17冊を返却。	同上	同上
14	昭和	9	1934	4	25	臨時帝室編修局、久邇宮家に「御行実編輯料 御手記」17冊ほか合計114冊を返却。	臨時帝室編修局「昭和9年明治天皇紀編修録」	11278

※典拠史料はすべて宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。

【表②】 大正8年3月11日付借用史料一覧

	名 称	員 数
1	御行実編輯料 御手記	17冊
2	同 目録 甲乙	2冊
3	同 御草稿類 自一冊至七十七冊 (但シ、四十四上下)	78冊
4	同 禁裏御収納高	1冊
5	久邇親王行実 初稿	1冊
6	同 自第一稿／至第五稿	5冊
7	同 宮内省某附箋 第六稿	1冊
8	同 第七、八、九稿	3冊
9	孝明天皇宸翰写 甲乙	2冊
10	従文久二年冬／至文久三年春 国事御書類 天地人	3冊
11	久邇宮御履歴書 鳥居小路経孟手記	1冊

合計 114冊

臨時帝室編修局「大正8年 明治天皇紀編修録」1

(識別番号11263-1)より作成

(113) 久邇宮家所蔵朝彦親王関係史料の復元(白石)

備考欄	利用制限	維新史料編纂会の写本		維新史料引継本のスタンプ		備考
原題ハ「御行実編輯料 日録甲」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「御行実編輯料 日録乙」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-2-1)	御手日記1 (元治元年)	大正13年 3月8日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 御手日記 貳」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-2-2)	御手日記2 (元治二年)	大正13年 3月8日	購入	
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-2-3)	御手日記3 (慶応元年)	大正13年 3月8日	購入	
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-2-4)	御手日記4 (慶応二年)	大正13年 3月8日	購入	
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-2-5)	御行実編輯料御手日記5	大正13年 3月8日	購入	
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-2-6)	御手日記6 (慶応三年)	大正13年 3月8日	購入	(1丁目挟み込み)「(朱書)臨時編修局ニ於テ貸写」ノ御手日記 六」
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-2-7)	御手日記7 (慶応三年)	大正13年 3月8日	購入	(1丁目挟み込み)「(朱書)臨時編修局ニ於テ貸写」ノ御手日記 七 但」
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	一部利用	—	—			
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	一部利用	—	—			
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	一部利用	—	—			
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	一部利用	—	—			
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	一部利用	—	—			
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	一部利用	—	—			
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	一部利用	—	—			
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	一部利用	—	—			
原題ハ「(空欄ママ) 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	一部利用	—	—			
原題ハ「御行実編輯料 文久二、三年御草稿類一」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-1)	御行実編輯料1 御草稿類	大正13年 3月8日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 文久二、三年栗田御代書簡 二」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長以下協議ノ結果、表題ノ如ク改定セルモノナリ、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-2)	御行実編輯料2 栗田御時代御書簡	大正13年 3月24日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 相国寺御代書簡 文久二年 三」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-3)	御行実編輯料3 相国寺御代御書簡	大正一年 一月一日	購入	

【表③】 臨帝本と維新史料引継本の対応関係

識別番号	資料名	原題・内容	台本出所	採集人名	採集年月	校正	謄写人名
1	34152 朝彦親王行実資料1	御行実編輯料 目録 甲	久邇宮家	—	—	雇佐藤威徳	筆生織部辰雄
2	34153 朝彦親王行実資料2	御行実編輯料 目録 乙	久邇宮家	—	—	雇佐藤威徳	筆生鈴木為太郎
3	34154 朝彦親王行実資料3	御行実編輯料 御手日記1 元治元年7月15日～10月1日	久邇宮家	—	—	—	—
4	34155 朝彦親王行実資料4	御行実編輯料 御手日記2 慶応元年正月1日～6月29日	久邇宮家	—	—	—	—
5	34156 朝彦親王行実資料5	御行実編輯料 御手日記3 慶応元年7月1日～12月29日	久邇宮家	—	—	—	—
6	34157 朝彦親王行実資料6	御行実編輯料 御手日記4 慶応2年正月1日～5月29日	久邇宮家	—	—	—	—
7	34158 朝彦親王行実資料7	御行実編輯料 御手日記5 慶応2年6月1日～12月晦日	久邇宮家	—	—	—	—
8	34159 朝彦親王行実資料8	御行実編輯料 御手日記6 慶応3年正月1日～5月29日	久邇宮家	—	—	—	—
9	34160 朝彦親王行実資料9	御行実編輯料 御手日記7 慶応3年6月1日～9月29日	久邇宮家	—	—	—	—
10	34161 朝彦親王行実資料10	御行実編輯料 御手日記8 明治5年	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年4月	有田利雄	佐治為善
11	34162 朝彦親王行実資料11	御行実編輯料 御手日記9 明治6年	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年4月	有田利雄	尾本良三／佐治晋
12	34163 朝彦親王行実資料12	御行実編輯料 御手日記10 明治7年	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年5月	有田利雄	—
13	34164 朝彦親王行実資料13	御行実編輯料 御手日記11 明治8年	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年5月	有田利雄	—
14	34165 朝彦親王行実資料14	御行実編輯料 御手日記12 明治9年	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年5月	有田利雄	森裕
15	34166 朝彦親王行実資料15	御行実編輯料 御手日記13 明治10年	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年4月	有田利雄	—
16	34167 朝彦親王行実資料16	御行実編輯料 御手日記14 明治11年	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年5月	有田利雄	前田政徳 外
17	34168 朝彦親王行実資料17	御行実編輯料 御手日記15 明治12年	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年5月	有田利雄	—
18	34169 朝彦親王行実資料18	御行実編輯料 御手日記16 明治13年	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年5月	有田利雄	佐治晋
19	34170 朝彦親王行実資料19	御行実編輯料 御手日記17 明治14年	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年5月	有田利雄	—
20	34171 朝彦親王行実資料20	御行実編輯料1 文久二、三年御草稿類	久邇宮家	—	—	筆生堀田善慶	筆耕名越常一
21	34172 朝彦親王行実資料21	御行実編輯料2 文久二、三年栗田御代御書簡	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	名越常一
22	34173 朝彦親王行実資料22	御行実編輯料3 文久二年 相国寺御代御書簡	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	名越常一

備考欄	利用制限	維新史料編纂会の写本		維新史料引継本のスタンプ		備考
原題ハ「御行実編輯料 中川宮御代御書類 四」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-4)	御行実編輯料4 中川宮御代御書類	大正13年3月15日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 御返事類其他 五」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-5)	御行実編輯料5 御返事類其他	大正13年4月20日	—	
原題ハ「御行実編輯料 意見書類 文久三年 六」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-6)	御行実編輯料6 意見書類	大正13年4月30日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 天皇勘文其他、元治甲子御書類 七」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-7)	御行実編輯料7 天皇勘文其他・元治甲子御書類	大正13年3月25日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元乙丑勘文類ノ全 春夏書面類ノ全 諸向書通 八」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-8)	御行実編輯料8 慶応元乙丑勘文類・同春夏書面類・同諸向書通	大正13年3月25日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元乙丑秋七月八、九月分書面類 九」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-9)	御行実編輯料9 慶応元乙丑秋七、八、九月分書面類	大正13年3月25日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元乙丑秋三ヶ月諸向書通ノ全二年丙寅從八月朔諸書附類 十」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-10)	御行実編輯料10 慶応元乙丑秋三ヶ月諸向書通	大正13年3月25日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元乙丑十月御書類 十一」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-11)	御行実編輯料11 慶応元乙丑十月御書類	大正13年3月24日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元乙丑十月御書付類 十二」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-12)	御行実編輯料12 慶応元乙丑十月御書付類	大正13年3月25日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元乙丑十一月十二月書付類・書面類 十三」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-13)	御行実編輯料13 慶応元乙丑十一月・十二月書付類・同書面類	大正13年3月25日	購入	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元乙丑 外国風開書其他 十四」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	—	—			
原題ハ「御行実編輯料 慶応二年御書面及書附類 上 十五」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-14)	御行実編輯料15 慶応二年御書面及書付類上	大正13年4月30日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 慶応二年御書面及書附類 下 十六」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-15)	御行実編輯料16 慶応二年御書面及書付類下	大正13年5月31日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 慶応三年丁卯御書面及書附類 上 十七」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-16)	御行実編輯料17 慶応三年御書面及書付類上	大正13年4月30日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 慶応三年御書面及書附類 下 十八」也 昭和三年四月廿日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定セルモノ也	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-17)	御行実編輯料18 慶応三年御書面及書付類下	大正13年6月30日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類 (第一) 十九」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-18)	御行実編輯料19 旧無印御袋入御書類(第一)	大正13年4月30日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類 (第二 上) 二十」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-19)	御行実編輯料20 旧無印御袋入御書類(第二 上)	大正13年4月30日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類 (第二 下) 廿一」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-20)	御行実編輯料21 旧無印御袋入御書類(第二 下)	大正13年5月30日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類 (第三) 文久二年分 廿二」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-21)	御行実編輯料22 旧無印御袋入御書類(第三)	大正13年5月31日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類 (第四) 廿三」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-22)	御行実編輯料23 旧無印御袋入御書類(第四)	大正13年4月30日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類 (第五) 廿二(ママ)」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-23)	御行実編輯料24 旧無印御袋入御書類(第五)	大正13年4月30日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類 (第六) 廿五」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-24)	御行実編輯料25 旧無印御袋入御書類(第六)	大正13年5月30日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類 (第七) 廿六」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-25)	御行実編輯料26 旧無印御袋入御書類(第七)	大正13年5月31日	本会作製	

識別番号	資料名	原題・内容	台本出所	採集人名	採集年月	校正	謄写人名
23	34174 朝彦親王行実資料23	御行実編輯料4 文久三年 中川宮御代御書類	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	名越常一
24	34175 朝彦親王行実資料24	御行実編輯料5 御返事類其他	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	名越常一
25	34176 朝彦親王行実資料25	御行実編輯料6 文久三年 意見書類	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	名越常一
26	34177 朝彦親王行実資料26	御行実編輯料7 天皇勅文其他 元治甲子御書面類	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	名越常一
27	34178 朝彦親王行実資料27	御行実編輯料8 慶応元乙丑勅文類・同春夏書面類・同諸向書通	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	名越常一
28	34179 朝彦親王行実資料28	御行実編輯料9 慶応元乙丑秋七、八、九月分書面類	久邇宮家	—	—	堀元恭	名越常一
29	34180 朝彦親王行実資料29	御行実編輯料10 慶応元乙丑秋三ヶ月諸向書通・同二丙寅従八月朔諸書付類	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	名越常一
30	34181 朝彦親王行実資料30	御行実編輯料11 慶応元乙丑十月御書面類	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	名越常一
31	34182 朝彦親王行実資料31	御行実編輯料12 慶応元乙丑十月御書付類	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	名越常一
32	34183 朝彦親王行実資料32	御行実編輯料13 慶応元乙丑十一月十二月書付類・書面類	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	名越常一
33	34184 朝彦親王行実資料33	御行実編輯料14 慶応元乙丑外国風聞書其他	久邇宮家	—	—	雇林英吉	名越常一
34	34185 朝彦親王行実資料34	御行実編輯料15 慶応二年御書面及書付類 上	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭／雇林英吉	名越常一（前半）／筆生佐治為善（後半）
35	34186 朝彦親王行実資料35	御行実編輯料16 慶応二年御書面及書付類 下	久邇宮家	—	—	—	筆生尾本良三
36	34187 朝彦親王行実資料36	御行実編輯料17 慶応三年御書面及書付類 上	久邇宮家	—	—	雇林英吉	筆生堀元恭
37	34188 朝彦親王行実資料37	御行実編輯料18 慶応三年御書面及書付類 下	久邇宮家	—	—	雇有田利雄	筆生清水文治
38	34189 朝彦親王行実資料38	御行実編輯料19 旧無印御袋入御書類（第一）	久邇宮家	—	—	—	筆生清水文治
39	34190 朝彦親王行実資料39	御行実編輯料20 旧無印御袋入御書類（第二上）元治元年	久邇宮家	—	—	—	筆生清水文治
40	34191 朝彦親王行実資料40	御行実編輯料21 旧無印御袋入御書類（第二下）	久邇宮家	—	—	雇林英吉／筆生堀元恭	筆耕白井徳士
41	34192 朝彦親王行実資料41	御行実編輯料22 旧無印御袋入御書類（第三）文久二年	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	筆耕榎元半重
42	34193 朝彦親王行実資料42	御行実編輯料23 旧無印御袋入御書類（第四）	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	筆耕榎元半重
43	34194 朝彦親王行実資料43	御行実編輯料24 旧無印御袋入御書類（第五）文久三、元治元年	久邇宮家	—	—	雇林英吉	筆耕榎元半重
44	34195 朝彦親王行実資料44	御行実編輯料25 旧無印御袋入御書類（第六）	久邇宮家	—	—	—	—
45	34196 朝彦親王行実資料45	御行実編輯料26 旧無印御袋入御書類（第七）	久邇宮家	—	—	—	筆生河野通史

備考欄	利用制限	維新史料編纂会の写本	維新史料引継本のスタンプ	備考
原題ハ「御行実編輯料 旧無印御袋入御書類(第八)廿七」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-26)	御行実編輯料27 旧無印御袋入御書類(第八)	大正13年5月31日 本会作製
原題ハ「御行実編輯料 黒塗御紋付文箱/御宛還ニ係ル書類其他/(朱書)「御宸翰御請書 明治六年十一月御日記」廿八」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-27)	御行実編輯料28 黒塗御紋付文箱/御宛還ニ係ル書類其他	大正13年5月31日 本会作製
原題ハ「御行実編輯料 黒塗拾六菊御紋付御書類(乙)御履歴 廿九」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 旧紫縮緬御包中御書類 元治 慶応元 三十」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-28)	御行実編輯料30 旧紫縮緬御包中御書類	大正13年6月30日 本会作製
原題ハ「御行実編輯料 旧無袋御書類其他合本 卅一」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-29)	御行実編輯料31 旧無袋御書類其他合本	大正13年7月29日 本会作製
原題ハ「御行実編輯料 御宛還ニ関スル目賀田採取調査 卅二」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-30)	御行実編輯料32 御宛還ニ関スル目賀田採取調査	大正13年5月31日 本会作製
原題ハ「御行実編輯料 桜風閣 卅三」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 山田時章談話 卅四」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-31)	御行実編輯料34 山田時章談話	大正13年5月31日 本会作製
原題ハ「御行実編輯料 滝沢清談話 卅五」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-32)	御行実編輯料35 滝沢清談話	大正13年5月31日 本会作製
原題ハ「御行実編輯料 鶴印御文箱御書類(甲) 卅六」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-33)	御行実編輯料36 鶴印御文箱御書類甲	大正13年7月29日 本会作製
原題ハ「御行実編輯料 鶴印御文箱御書類(乙) 卅七」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-34)	御行実編輯料37 鶴印御文箱御書類乙	大正13年7月29日 本会作製
原題ハ「御行実編輯料 黒塗御紋付十六菊御書類(甲) 卅八」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 黒塗御紋付文箱御宸翰其他 会津島津へ賜ハルモノ 卅九」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-35)	御行実編輯料39 黒塗御紋付文箱/御宸翰其他	大正13年7月29日 本会作製
原題ハ「御行実編輯料 御東上日記及熱田神宮御改造始末書 四十」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	一部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 御東上日記及熱田神宮御改造始末書 四十」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	一部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 伊勢熱田ニ関スル神祇宮再興書類 四十一」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 尊祖龜鑑(甲) 四十二」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 尊祖龜鑑 附録(乙) 四十三」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 尊祖龜鑑(乙) 四十三」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長以下協議ノ結果、表題ノ如ク改定セラレタリ、	全部利用	—	—	
原題「御行実編輯料 田中宮内大臣・目賀田栄対問答其他 四十四」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-36)	御行実編輯料44 田中宮内大臣目賀田栄対問答其他	大正13年5月31日 本会作製
原題ハ「御行実編輯料 朝彦親王御宛還始末 四十四下」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定セリ、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-37)	御行実編輯料44下 朝彦親王御宛還始末	大正13年5月31日 本会作製
原題ハ「御行実編輯料 文久三年癸亥 四十五」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定セリ、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 文久三年癸亥/自十月七日/至全卅日 四十六」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	

識別番号	資料名	原題・内容	台本出所	採集人名	採集年月	校正	謄写人名
46	34197 朝彦親王行実資料46	御行実編輯料27 旧無印御袋入御書類（第八）	久邇宮家	—	—	屨林英吉	タイピスト寺沢光枝
47	34198 朝彦親王行実資料47	御行実編輯料28 黒塗御紋付文箱 御遷宛二係ル書類其他 御宸翰御請書 明治六年十一月御日記	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	筆耕白井徳士
48	34199 朝彦親王行実資料48	御行実編輯料29 黒塗拾六菊御紋付御書類(乙) 御履歴	久邇宮家	—	—	屨有田利雄	筆耕堀元半重
49	34200 朝彦親王行実資料49	御行実編輯料30 旧紫縮緬御包中御書類 元治・慶応元	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	筆生織部辰雄
50	34201 朝彦親王行実資料50	御行実編輯料31 旧無袋御書類其他合本	久邇宮家	—	—	屨林英吉	タイプライタ分 寺沢光枝 / 筆写分佐治為善
51	34202 朝彦親王行実資料51	御行実編輯料32 御宛遷二関スル目賀田栄取調書	久邇宮家	—	—	臨時帝室編修官補 熊谷小鷹	筆耕久木田龍太郎
52	34203 朝彦親王行実資料52	御行実編輯料33 桜風聞	久邇宮家	—	—	屨林英吉	筆耕堀元半重
53	34204 朝彦親王行実資料53	御行実編輯料34 山田時章談話	久邇宮家	—	—	屨林英吉	筆耕白井徳士
54	34205 朝彦親王行実資料54	御行実編輯料35 滝澤清談話	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	筆耕白井徳士
55	34206 朝彦親王行実資料55	御行実編輯料36 鶴印御文箱御書類（甲）	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	筆耕堀元半重
56	34207 朝彦親王行実資料56	御行実編輯料37 鶴印御文箱御書類（乙）	久邇宮家	—	—	屨林英吉	筆耕白井徳士
57	34208 朝彦親王行実資料57	御行実編輯料38 黒塗御紋付拾六菊御書類(甲)	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年4月	有田利雄	前田政徳 外
58	34209 朝彦親王行実資料58	御行実編輯料39 黒塗御紋付文箱宸翰其他	久邇宮家	—	—	臨時帝室編修官補 永井直邦	筆耕堀元半重
59	34210 朝彦親王行実資料59	御行実編輯料40 明治二十二・二十三年 御東上日記及熱田神宮御改造始末書	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年5月	有田利雄	—
60	34211 朝彦親王行実資料59	御行実編輯料40 明治二十二・二十三年 御東上日記及熱田神宮御改造始末書	久邇宮家	—	—	屨林英吉	筆耕白井徳士
61	34212 朝彦親王行実資料60	御行実編輯料41 伊勢熱田二関スル神祇官再興書類	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年4月	有田利雄	梁瀬保一
62	34213 朝彦親王行実資料61	御行実編輯料42 尊祖龟鑑（甲）	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年4月	有田利雄	—
63	34214 朝彦親王行実資料62	御行実編輯料43 尊祖龟鑑附録（乙）	久邇宮家	副総裁子爵藤波言忠	大正14年2月	有田利雄	岡山常治郎 / 佐治晋
64	34215 朝彦親王行実資料62	御行実編輯料43 尊祖龟鑑附録（乙）	久邇宮家	—	—	屨林英吉	筆耕白井徳士
65	34216 朝彦親王行実資料63	御行実編輯料44 田中宮内大臣・目賀田栄対問答其他	久邇宮家	—	—	屨林英吉	筆生齋藤諒次郎 / 筆耕白井徳士
66	34217 朝彦親王行実資料64	御行実編輯料44 / 下 朝彦親王御宛遷始末	久邇宮家	—	—	屨有田利雄	筆耕白井徳士
67	34218 朝彦親王行実資料65	御行実編輯料45 文久三年癸亥	久邇宮家	—	—	屨有田利雄	筆生堀元恭
68	34219 朝彦親王行実資料66	御行実編輯料46 文久三年癸亥 自十月七日至同三十日	久邇宮家	—	—	屨林英吉	筆耕堀元半重

備考欄	利用制限	維新史料編纂会の写本	維新史料引継本のスタンプ	備考
原題ハ「御行実編輯料 文久三年癸亥ノ自十一月ノ至十二月 四十七」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果（空白ママ）	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子自正月至二月 四十八」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子二月 四十九」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子三月 五十」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長以下協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子ノ自四月ノ至五月 五十一」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長以下協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子ノ自七月ノ至八月 五十二」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子八月 五十三」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子九月 五十四」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 文久三癸亥自九月ノ至十月 四十六ノ前 五十五」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 元治元年甲子ノ自十月ノ至十二月 五十六」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元年丑正月 五十七」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元年乙丑ノ自正月ノ至二月 五十八」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元年乙丑ノ自三月ノ至六月 五十九」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元年乙丑ノ自五月ノ至七月 六十」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長以下協議ノ結果、表題ノ如ク改定セルモノナリ、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 慶応元年乙丑ノ自八月ノ至十二月 六十一」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 慶応二年丙寅ノ自正月ノ至六月 六十二」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長以下協議ノ結果、表題ノ如ク改定セルモノナリ、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 慶応二年丙寅ノ自七月ノ至十月 六十三」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 慶応三年丁卯ノ自正月ノ至六月 六十四」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長以下協議ノ結果、表題ノ如ク改定セルモノナリ、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 慶応三年丁卯ノ自七月ノ至十月 六十五」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 慶応三年丁卯ノ自十月ノ至十二月 六十六」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 六十七」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 六十八」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 文久元 六十九」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	
原題ハ「御行実編輯料 文久二年 七十」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—	



識別番号	資料名	原題・内容	台本出所	採集人名	採集年月	校 正	謄写人名
69	34220 朝彦親王行実資料67	御行実編輯料47 文久三年癸亥 自十一月至十二月	久邇宮家	—	—	履有田利雄	筆耕久木田龍太郎
70	34221 朝彦親王行実資料68	御行実編輯料48 元治元年甲子 自正月至二月	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	筆耕白井徳士
71	34222 朝彦親王行実資料69	御行実編輯料49 元治元年甲子 二月	久邇宮家	—	—	履林英吉	筆生齋藤諒次郎／絵図筆生福田熊五郎
72	34223 朝彦親王行実資料70	御行実編輯料50 元治元年甲子 三月	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	図 筆生福田熊五郎／筆耕白井徳士
73	34224 朝彦親王行実資料71	御行実編輯料51 元治元年甲子 自四月至五月	久邇宮家	—	—	林英吉	久木田龍太郎
74	34225 朝彦親王行実資料72	御行実編輯料52 元治元年甲子 自七月至八月	久邇宮家	—	—	履林英吉	白井徳士
75	34226 朝彦親王行実資料73	御行実編輯料53 元治元年甲子 八月	久邇宮家	—	—	履林英吉	筆耕白井徳士
76	34227 朝彦親王行実資料74	御行実編輯料54 元治元年甲子 九月	久邇宮家	—	—	履林英吉	筆耕久木田龍太郎
77	34228 朝彦親王行実資料75	御行実編輯料55 文久三癸亥 自九月至十月	久邇宮家	—	—	履林英吉	筆耕榎元半重
78	34229 朝彦親王行実資料76	御行実編輯料56 元治元年甲子 自十月至十二月	久邇宮家	—	—	筆生齋藤諒次郎	筆耕白井徳士
79	34230 朝彦親王行実資料77	御行実編輯料57 慶応元年丑 正月	久邇宮家	—	—	履林英吉	筆耕白井徳士
80	34231 朝彦親王行実資料78	御行実編輯料58 慶応元年乙丑 自正月至二月	久邇宮家	—	—	履林英吉	筆生久木田龍太郎
81	34232 朝彦親王行実資料79	御行実編輯料59 慶応元年乙丑 自三月至六月	久邇宮家	—	—	履林英吉	筆耕榎元半重
82	34233 朝彦親王行実資料80	御行実編輯料60 慶応元年乙丑 自五月至七月	久邇宮家	—	—	林英吉	齋藤諒次郎
83	34234 朝彦親王行実資料81	御行実編輯料61 慶応元乙丑 自八月至十一月	久邇宮家	—	—	臨時帝室編修官補熊谷小鷹	筆耕白井徳士
84	34235 朝彦親王行実資料82	御行実編輯料62 慶応二年丙寅 自正月至六月	久邇宮家	—	—	履林英吉	榎本(ママ)半重
85	34236 朝彦親王行実資料83	御行実編輯料63 慶応二年丙寅 自七月至十月	久邇宮家	—	—	筆生梁瀬保一	筆耕久木田龍太郎
86	34237 朝彦親王行実資料84	御行実編輯料64 慶応三年丁卯 自正月至六月	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	白井徳士
87	34238 朝彦親王行実資料85	御行実編輯料65 慶応三年丁卯 自七月至十月	久邇宮家	—	—	編修官補熊谷小鷹	筆耕榎元半重
88	34239 朝彦親王行実資料86	御行実編輯料66 慶応三年丁卯 自十月至十二月	久邇宮家	—	—	筆生梁瀬保一	筆耕白井徳士
89	34240 朝彦親王行実資料87	御行実編輯料67 長防探索覚書	久邇宮家	—	—	筆生梁瀬保一	同佐治為善
90	34241 朝彦親王行実資料88	御行実編輯料68 御定 享保・元文・寛保・延享・寛延・寛政・文化	久邇宮家	—	—	履林英吉／同有田利雄	(因) 筆生福田熊五郎／筆耕白井徳士
91	34242 朝彦親王行実資料89	御行実編輯料69 文久元年	久邇宮家	—	—	筆生梁瀬保一	同佐治為善
92	34243 朝彦親王行実資料90	御行実編輯料70 文久二年	久邇宮家	—	—	編修官補熊谷小鷹／履佐藤威徳	(因) 筆生佐治為善／筆耕久木田龍太郎

備考欄	利用制限	維新史料編纂会の写本		維新史料引継本のスタンプ		備考
原題ハ「御行実編輯料 文久二年 慶応三 文久三年 七十一」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、 (朱書)「扉ノ御行実編輯料 云々」ハ、原本ノ表題ナリ、表紙ノ裏面ニ書入アレバ、重複スレドモ存セシナリ」	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-1-38)	御行実編輯料71(文久二年壬戌九月ノ国事他)	大正13年7月17日	本会作製	
原題ハ「御行実編輯料 元治元年 介石建白 七十二」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「御行実編輯料 慶応三年卯八月以後 七十三」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「御行実編輯料 文久二、三年 七十四」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ如ク改定セリ、	全部利用	—	—			
原題ハ「御行実編輯料 安政中 慶応二年分 七十五」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「御行実編輯料 万延元年 文久元二ノ毛利書付豊田小太郎手筆 七十六」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「御行実編輯料 七十七ノペリ日本紀行」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「御行実編輯料 禁裏御収納高」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			

原題ハ「久邇親王行実 初稿」ナリ 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「久邇親王行実 第一稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-5-1)	久邇親王行実 第一稿	大正13年3月8日	購入	
原題ハ「久邇親王行実 第二稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「久邇親王行実 第三稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「久邇親王行実 第四稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「久邇親王行実 第五稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「宮内省某附箋ノ久邇親王行実 第六稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ結果、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「久邇親王行実 第七稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「久邇親王行実 第八稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	—	—			
原題ハ「久邇親王行実 第九稿」也 昭和三年四月二十日、編修会議ニ於テ三上編修官長他協議ノ上、表題ノ如ク改定ス、	全部利用	○(維新史料引継本-特Ⅱ-5-2)	久邇親王行実 第九稿	大正13年3月8日	購入	

—	—	○(維新史料引継本-特Ⅱ-4-1)	孝明天皇宸翰真写 甲	大正13年3月25日	購入	
—	—	○(維新史料引継本-特Ⅱ-4-2)	孝明天皇宸翰写 乙	大正13年3月25日	購入	
—	—	○(維新史料引継本-特Ⅱ-3-1)	国事御書類 天 文久2年冬~文久3年春	大正13年3月8日	購入	
—	—	○(維新史料引継本-特Ⅱ-3-2)	国事御書類 地 文久2年冬~文久3年春	大正13年3月8日	購入	

識別番号	資料名	原題・内容	台本出所	採集人名	採集年月	校 正	謄写人名
93	34244 朝彦親王行実資料91	御行実編輯料71 文久二年・慶応三・文久三年	久邇宮家	—	—	筆生梁瀬保一	筆耕榎元半重
94	34245 朝彦親王行実資料92	御行実編輯料72 元治元 介石建白	久邇宮家	—	—	筆生梁瀬保一	筆耕白井徳士
95	34246 朝彦親王行実資料93	御行実編輯料73 慶応三年八月以後	久邇宮家	—	—	履林英吉	筆耕久木田龍太郎
96	34247 朝彦親王行実資料94	御行実編輯料74 文久二・三年	久邇宮家	—	—	履有田利雄	筆耕白井徳士
97	34248 朝彦親王行実資料95	御行実編輯料75 安政中 慶応二年分	久邇宮家	—	—	履有田利雄	筆耕久木田龍太郎
98	34249 朝彦親王行実資料96	御行実編輯料76 万延元年 文久元・二 毛利書付豊田小太郎手筆	久邇宮家	—	—	履有田利雄	筆耕榎元半重
99	34250 朝彦親王行実資料97	御行実編輯料77 ベルリ日本紀行	久邇宮家	—	—	「タイプライター」ノ分 編修官補熊谷小鷹ノ筆写ノ分 履佐藤威徳	(筆写) 筆生堀元恭ノ(タイプライター) 履佐藤正子ノ(地図) 履野口林平
100	34251 朝彦親王行実資料98	御行実編輯料78 禁裏御収納高	久邇宮家	—	—	履有田利雄	筆耕榎元半重

101	34142 朝彦親王行実 1	久邇親王行実 初稿	久邇宮家	—	—	筆生堀元恭	筆耕名越常一
102	34143 朝彦親王行実 2	久邇親王行実 第一稿	久邇宮家	—	—	履林英吉	筆生織部辰雄
103	34144 朝彦親王行実 3	久邇親王行実 第二稿	久邇宮家	—	—	—	筆耕名越常一
104	34145 朝彦親王行実 4	久邇親王行実 第三稿	久邇宮家	—	—	履林英吉	筆生織部辰雄
105	34146 朝彦親王行実 5	久邇親王行実 第四稿	久邇宮家	—	—	履林英吉	佐藤正子
106	34147 朝彦親王行実 6	久邇親王行実 第五稿	久邇宮家	—	—	履林英吉	同寺沢光枝
107	34148 朝彦親王行実 7	久邇親王行実 宮内省某附箋 第六稿	久邇宮家	—	—	—	古屋美恵子
108	34149 朝彦親王行実 8	久邇親王行実 第七稿	久邇宮家	—	—	履林英吉	木村うめ
109	34150 朝彦親王行実 9	久邇親王行実 第八稿	久邇宮家	—	—	履佐藤威徳	タイプリスト 古屋美恵子
110	34151 朝彦親王行実10	久邇親王行実 第九稿	久邇宮家	—	—	履林英吉	同寺沢光枝ノ中堀利恵

111	—	—	孝明天皇宸翰写 甲	—	—	—	—
112	—	—	孝明天皇宸翰写 乙	—	—	—	—
113	—	—	従文久二年冬ノ至文久三年春 国事御書類 天	—	—	—	—
114	—	—	従文久二年冬ノ至文久三年春 国事御書類 地	—	—	—	—

備考欄	利用制限	維新史料編纂会の写本		維新史料引継本のスタンプ		備考
—	—	○（維新史料引継本-特Ⅱ-3-3）	国事御書類 人文久2年冬～文久3年春	大正13年3月8日	購入	
—	—	○（維新史料引継本-特Ⅱ-5-3）	久邇宮御履歴書鳥居小路経孟手記	大正13年7月12日	本会作製	

※利用制限の結果は、令和2年（2020）1月8日現在のものである。

識別番号	資料名	原題・内容	台本出所	採集人名	採集年月	校 正	謄写人名
115	—	従文久二年冬／至文久三年春 国事御書類 人	—	—	—	—	—
116	—	久邇宮御履歴書 烏居小路経孟手記	—	—	—	—	—